

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所
計量管理規定の変更認可について

I. 審査の結果

「中部電力株式会社 浜岡原子力発電所」（以下「発電所」という。）に係る計量管理規定に関し、同社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請があった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和4年6月2日付け本原浜岡発第422号をもって申請。）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：中部電力株式会社

代表者氏名：代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾

申請日：令和4年6月2日

申請の理由：組織改正に伴う変更
法令改正に伴う変更

申請の内容：変更の概要は以下のとおり。

以下の組織改正に伴う変更

- ・浜岡原子力発電所の計量管理組織

以下の法令改正に伴う変更

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- ・国際規制物資の使用等に関する規則

III. 審査の内容

本件審査にあたっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項の規定に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 組織改正に伴う変更

- (1) プラント運営部が廃止され、計量管理業務はエンジニアリング部及び運営基盤部に移行されること、また、計測課が電気保修課と設計調達課に分離され、計量管理業務は電気保修課に移行されること、さらに、計量管理業務を行う廃棄物管理課の所掌が廃止措置部から発電部に移管されることに伴い、これらの移行が適切に変更されていることを確認した。（該当箇所：第52条、第61

条、第62条、第64条、別図1)

2. 法令改正に伴う変更

- (1) 法第68条第3項(立入検査関連)が削除(令和2年4月1日施行)されたことに伴い、項番号が「第5項、第8項、第9項、第11項、第12項、第13項、第14項」から「第4項、第7項、第8項、第10項、第11項、第12項、第13項」に適切に変更されていることを確認した。(該当箇所:第23条、第48条)
- (2) 法第43条の3の15(施設定期検査)が削除(令和2年4月1日施行)されたことに伴い、「施設定期検査」が「定期事業者検査」に適切に変更されていることを確認した。(該当箇所:別表5)
- (3) 規則第7条第29項が改正(令和3年2月22日施行)されたことに伴い、核燃料物質の事故損失等に係る報告書の提出時期が適切に変更されていることを確認した。(該当箇所:別表8)